資　　料

令和８年度 第２回 郡山市廃棄物減量等推進審議会

令和８(2026)年11月９日

郡山市環境部　ごみ減量推進課

資源循環課

目　　次

３　議事事項

（１）ごみ減量の取り組みについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ページ

（２）粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について　・・・・・・・・・・・・・・ ２ページ

② 料金形態　ア．費用負担の割合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ページ

イ．手数料の設定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５ページ

ウ．手数料の納付方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９ページ

４　報告事項

（１）ごみの排出量について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13ページ

（２）事業系一般廃棄物減量計画書の取りまとめ結果について　・・・・・・・・・ 14ページ

（３）適正なごみの搬入確認について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17ページ

（４）除草ごみ減量化事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17ページ

（５）河内クリーンセンター再整備事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・ 18ページ

3　議事

（１）ごみ減量の取り組みについて

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

○ みんなで目指す「郡山　ごみ減量　20%」

令和７年６月から、このスローガンのもと「2016年度比で2027年度までにごみ排出量を20%削減する」という目標の達成に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取り組みを推進。

① 雑紙分別、保存袋配布事業

多くの紙類が資源として活用されず、焼却処理されていることから、家庭での雑紙の分別を推進するため、啓発スペースやイベント、ごみ減量教室等において「雑紙保存袋」を配布。








【開始日】令和８年８月１日～【配布状況】10月末時点で14,200枚

② ごみ集積所掲示物配布事業

ごみ集積所を管理する自治会等へ、利用者がごみ出しをする際に注意喚起を図るための掲示物を配布する。
周知したい内容によって掲示物を選択可能。

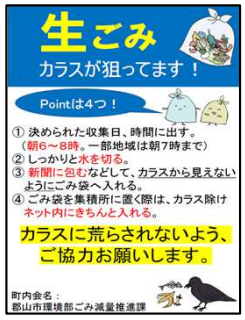

【１カラス被害対策】



【２ 庭木類の出し方】

③ 飲食店ポップで食ロス削減事業

10月の食品ロス削減月間に合わせ、来店客に「残さず食べる」ことやテイクアウトの利用を促すことで、食品ロス削減を目指す「3010運動」の卓上POPを設置。

【開始日】
令和８年10月１日～

【実施協力店】
郡山飲食業協会
郡山ホテル協会
磐梯熱海温泉旅館協同組合





④ ごみ減量優良者表彰事業

ごみの減量と資源の再利用に積極的に取り組む事業者や団体、個人等を表彰する「郡山市ごみ減量優良者表彰」の候補者を募集し、表彰を行うことで、社会全体のごみ減量への意識向上や活動の拡大を図る。



【募集期間】令和８年９月１日～10月31日
【応募状況】10月末時点で５件

3　議事

（２）粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

①　粗大ごみの実績(実績からの考察)

ア．粗大ごみ排出量（処理件数、種類等）

令和７年度	実績数
申込件数(件)	21,705件
処理点数(点)	56,709点
総排出量(t)	996.04t
世帯数(世帯)	146,975世帯
人口(人)(令和７年10月1日時点)	310,040人

・申込１件当たりの粗大ごみ点数
56,709(点) ÷ 21,705(件) ≒ 2.6(点/件)

・粗大ごみ１点当たりの平均重量
996,040(kg) ÷ 56,709(点) ≒ 17.6(kg/点)

・約6.8世帯に１件の申し込みがある。
(146,975(世帯) ÷ 21,705(件) ≒ 6.8)

・約5.5人に1人の割合で粗大ごみを排出している。
(310,040(人) ÷ 56,709(点) ≒ 5.5)

イ．傾向と考察

申し込まれた粗大ごみをサイズ、重量別で４種(小、中、大、特大)に分け、その比率を処理点数により集計

【分類の基準】

【小】１辺１ｍ未満、45Lごみ袋に入る物(椅子や電子レンジ、物干し等細長い物等)

【中】１辺１ｍ～２ｍ程度、45Lごみ袋に入らない物(こたつや衝立、パーテーション等)

【大】１辺２ｍ以上、複数人で運ぶようなもの(タンスや電子ピアノ、ソファ、テーブル等)

【特大】スプリングマット

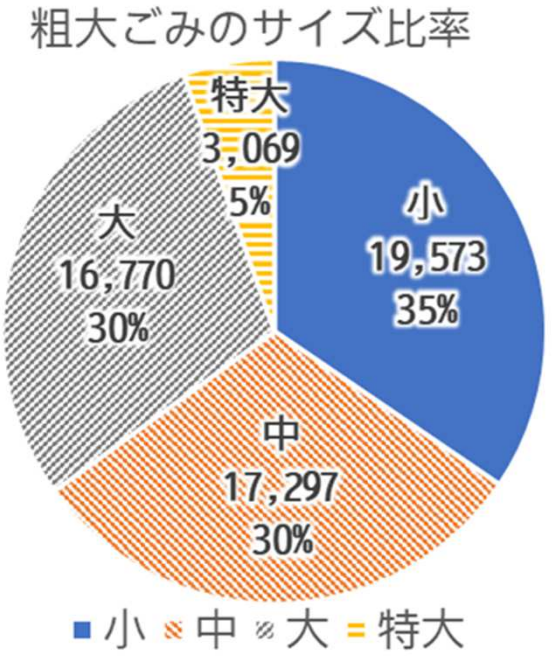

【グラフから分かること】

・特大のスプリングマットが、全体の５％を占めている。
→当初想定していたよりも多かった。

・小、中、大のサイズは、ほぼ同程度の比率になっている。
→処理点数での比較のため、処理費用や総排出量で見た場合は、大区分の負担や割合が最も多いと考えられる。

3　議事　（２）粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について
②　料金形態　ア．費用負担の割合

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

② 料金形態について

ア．【費用負担の割合】の検討

(ア)令和元(2019)年の審議でまとめられた方針

粗大ごみの処理費用に対する利用者の費用負担割合の集計結果

7－1　費用負担割合

（１）中核市における負担割合別　導入自治体数及び手数料

負担割合（※1）	自治体数	手数料（円）	最小手数料平均（円）	最大手数料平均（円）
20%未満	2	300~3,000	400	2,125
25%	2	200~1,080	640	840
30%	3	300~1,800	483	1,117
33%（1／3）	4	300~3,600	354	1,545
40%	1	520~1,560	520	1,560
50%	8	200~2,400	358	1,341
100%	2	300~2,140	1,220	1,970
他市（※2）	7	510~2,260	696	1,650
不明（※2）	15	40~2,100	367	1,199
中核市全体	44	40~3,600	481	1,392

県内他市における負担割合

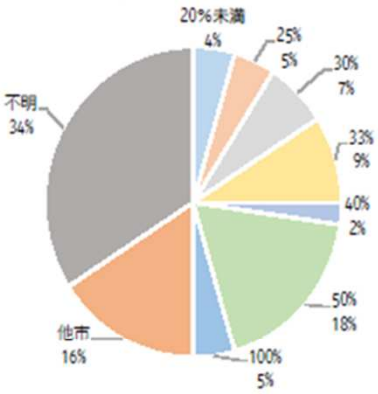

（２）県内他市における負担割合別　導入自治体数及び手数料

負担割合	自治体数	手数料（円）	自治体名（円）
50%	1	510~1,530	いわき市
他市（※2）	2	500~1,500	喜多方市、白河市
不明（※2）	2	1,330	二本松市、本宮市
自己搬入のみ	2	－	田村市、南相馬市

県内他市における負担割合

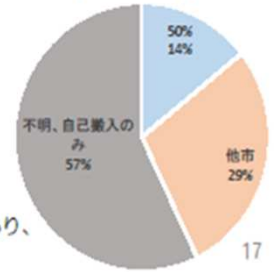

（※1）負担割合は粗大ごみ収集運搬及び処理費用に対する利用者の手数料負担割合であり、各中核市における制度導入時のもの。（以下同じ）
（※2）他市は、近隣都市との比較により設定、不明は根拠不明を示す。（以下同じ）

17

・中核市における負担割合の採用数で、50%が８市と最も多くなっている。
・県内他市についても、負担割合を採用しているいわき市において50%となっている。

粗大ごみ収集及び処理費用に対する利用者の費用負担割合について（資料編p17）

①　粗大ごみ処理費用（平成25年度から平成29年度までの平均値）

収集運搬費用（支出額）	＋	処理費用（按分により算出）	＝	収集運搬処理費用（A）
25,504千円	＋	23,114千円	＝	48,618千円

②　年間処理件数等

年間処理件数（B）	1件当たり点数（C）	粗大ごみ量（D）	1件あたり重量（D）／（B）＝（E）	1点あたり重量（E）／（C）
17,554件	2.64点	921,762kg	52.51kg／件	19.89kg／件

③　負担割合別　金額

負担割合	100%	75%	50%	25%
品物１点あたり（A）／（（B）×（C））	1,049円／点	787円／点	525円／点	262円／点
申込１件当たり（A）／（B）	2,770円／件	2,077円／件	1,385円／件	692円／件
重量１０ｋｇあたり（A）×１０／（D）	527円／kg	396円／kg	264円／kg	132円／kg

本市の状況に照らし、各負担割合ごとに具体的な負担額を提示し、審議いただいた。

【審議結果】
他自治体で採用している負担割合で50%が多数であること、及び、周辺自治体との整合性の観点に加え、**負担割合は50%**との審議結果となった。

(イ)今後の検討（審議事項）

・負担割合について
・負担額について

3　議事　（2）粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について

②　料金形態　ア．費用負担の割合

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

【参考】現時点での「50%」とした場合の額算定

粗大ごみ処理費用積算（R7清掃事業概要から）

単位:千円

処理点数（点）	収集費用（※1）	処分費用（※2）	合計（処理費用）
56,709Ⓐ	41,065	19,890	60,955Ⓑ

※1 戸別収集の委託費用と電話等による受付対応の人件費の合計
※2 収集量(粗大ごみ年間975t)按分により算出

○ 適正負担実施に伴い発生する費用と処理費用総額

㋐業務委託として積算
（㈱G-Place見積）　13,200(千円)
→(委託内容)
・処理券の製造、在庫管理、取扱店からの注文受付、流通手配に加え、これら業務の管理システムの構築、運用等

㋑ 粗大ごみ受付コールセンター業務委託
（年間2名で積算）　6,700(千円)

㋒ 粗大ごみ処理券の年間費用　2,268(千円)
（処理券の手数料）単価1枚 40円 × Ⓐ

㋓ ㋑に伴う職員電話対応減による人件費減
△3,000(千円)

㋐ ～ ㋓ の合計(概算)　19,168(千円)Ⓒ

適正負担実施後の処理費用総額（概算）

Ⓑ + Ⓒ ≒ 80,123(千円)Ⓓ

○　粗大ごみ1点当たりの処理費用

適正負担後の処理費用を処理点数で割って算出
Ⓓ ÷ Ⓐ ＝ 1,413(円／1点) ≒ 1,400(円／1点) Ⓔ

○ 費用負担50%の場合の粗大ごみ１点当たりの金額

費用全体の50%で算出すると
Ⓔ × 50(%) ≒ 700(円／1点)

○　粗大ごみ申込１件当たりの処理費用

適正負担後の処理費用を処理点数で割って算出
Ⓓ ÷ 21,705(件) ≒ 3,700(円／1件)

○ 費用負担50%の場合の粗大ごみ申込１件当たりの金額

3,700 (円／1件) × 50(%) ≒ 1,850(円／1件)

3　議事　（２）粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について
②　料金形態　イ．手数料の設定方法

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

イ．【手数料の設定方法】の検討

（ア）令和元(2019)年の審議でまとめられた方針

7－2　手数料の設定方法

（１）中核市における手数料の設定方法

項目	方式	自治体数	割合（%）
手数料の設定方法	品目別	21	47.7
	定額制	9	20.5
	重量制	14	31.8

（２）県内他市おける手数料の設定方法

項目	方式	自治体数	割合（%）	自治体名
手数料の設定方法	品目別	3	42.8	いわき市、白河市、喜多方市
	定額制	2	28.6	二本松市、本宮市
	重量制	0	0	
	自己搬入のみ	2	28.6	田村市、南相馬市

項目	① 品目別	② 定額制	③ 重量制
手数料の分かりやすさ	△ 品目により料金が異なるため、利用者は金額を把握しずらい。 また、品目によっては寸法の確認が必要。	○ 個数に比例するので、利用者、市とも手数料が分かりやすい。	× 利用者が重量を量る必要があるため負担が大きい。また、重量物は測定が不可能。
公平性	○ 品物の大きさ、重量に応じて料金が設定されるため、不公平感が最も少ない。	× 軽量物、重量物ともに同じ金額となるため、品目により不公平感が大きい。	△ 品物の重量に応じて金額が設定されるため、比較的に不公平感が少ない。
他中核市の状況（４４市中）	２１市	９市	１４市
県内自治体	いわき市 白河市 喜多方市	二本松市 本宮市	－

① 品目別（中核市２１市、いわき市、白河市、喜多方市）

品目別に条例で金額を設定する方法。
金額の設定に当たっては、利用者及び市の手間を考慮し、重量、大きさごとに３段階程度に分けている自治体が多い。（資料編 p18~19）

品目	金額（円）
自転車 	¥
スキー板 	¥
テーブル 	¥
たんす 	¥
ベッド 	¥
・・・	・・・

20

② 定額制（中核市９市、二本松市、本宮市）

品物の重量、大きさに関わらず、１点当たりを定額とする方法。

手数料 ×品物の点数



③ 重量制（中核市１４市）

品物の重量区分に応じて１点当たりの金額を決定する方法。

¥ ～１５kg　¥ ～３０kg　¥ ３１～kg

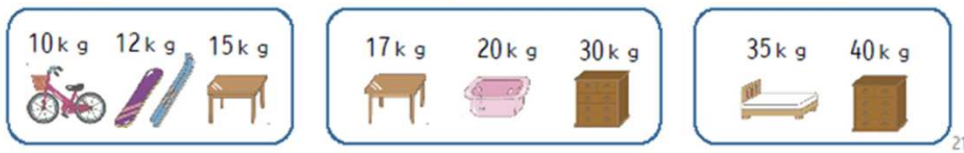

21

3　議事　（２）粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について

②　料金形態　イ．手数料の設定方法

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

手数料の設定方法についても、中核市や周辺自治体の集計結果から、「粗大ごみの品目ごとに額を決定する品目別」、「品物に関わらず、１点当たりを定額とする定額制」、「品物の重量に応じて額を決定する重量制」に区分し、それぞれの導入自治体数や特徴を示し、審議いただいた。

【審議結果】
提示された内容を踏まえ、中核市での採用率が高いことに加え、粗大ごみによって、金額が設定されることによる公平性の高さが評価され、**「品目別」による設定**との審議結果となった。

(イ)今後の検討（審議事項）

㋐ 現在の中核市の手数料設定状況

処理費用適正化	年度	中核市数（市）	導入市（市）	割合（%）
導入自治体	令和元年	58	44	75.9%
	令和８年	62	50	80.6%

・令和元年と比較して、導入市は44から50と６市増加している。
・割合でも4.7%増加している。

適正負担導入市(50市)	導入市	割合(%)
(額設定)品目別	32	64.0%
定額制	8	16.0%
重量、サイズ制	10	20.0%

・多くの自治体で品目別の金額設定が採用されている。

【参考】(中核市)令和元年と令和８年の比較

	品目別	定額制	重量制
R元　採用数	21	9	14
R元　割合	47.7%	20.5%	31.8%
R８　採用数	32	8	10
R８　割合	64.0%	16.0%	20.0%
（増減）	11市増	1市減	4市減

【中核市の導入結果の推移から見た考察】

・「品目制」を採用する自治体が増加しているが、逆に**「定額制」と「重量制」を採用している自治体が減少**している。

→これは、導入後の見直しで、品目別の設定方法に変更している自治体があると考えられる。

3　議事　（２）粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について
②　料金形態　イ．手数料の設定方法

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

㋑ 現在の県内13市及び周辺市町村の手数料設定状況

県内13市の状況	導入市	割合	自治体一覧
適正負担導入	7	53.8%	会津若松市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、田村市、本宮市
自己搬入のみ	2		相馬市、南相馬市

周辺市町村の状況	有無	設定別	金額設定
会津若松市	有	一律	1,000円
本宮市	有	一律	1,350円
二本松市	有	一律	1,350円
田村市	有	重量制	750、1,500円
須賀川市	無		
三春町	有	重量制	500、1,000円
小野町	無		
猪苗代町	無		

【県内13市及び周辺自治体の採用結果から見た考察】

・導入自治体数は、県内13市の令和元年と令和８年を比較すると５市から７市に増加（田村市、会津若松市）。
・直近の導入市である**会津若松市は「定額制」を導入。**
・**周辺自治体は「定額制」か「重量制」を導入**している。

㋒ まとめ

中核市の令和元年と令和８年の集計結果を比較すると、「品目別」が大多数を占めており、７年間で**「品目別」のみ増加**し、**「定額制」や「重量制」は減少**している。
→これは、**導入時に「定額制」や「重量制」を採用し、途中で「品目別」に見直している**と考えられる。

また、周辺自治体の状況からは、現在でも**「定額制」や「重量制」を導入しており**、かつ、直近の導入自治体である**会津若松市も「定額制」を導入**している。

○ 各設定方法の比較検討

比較項目	品目別	定額制	重量制
制度の分かりやすさ	△	◎	△
金額確認の容易さ	△	◎	△
処理費用に応じた公平性	○	△	○
受付、管理の簡素さ	△	◎	△
大型粗大ごみの負担の反映	◎	△	○
料金改定の容易さ	△	◎	○
料金収入の予測	○	◎	○

「定額制」は、制度のシンプルさからくる分かりやすさが最大のメリットであり、多くの中核市で採用されている**「品目別」は、公平性がメリット**にあげられる。

3　議事　（2）粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について

②　料金形態　イ．手数料の設定方法

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

○　「品目別」と「定額制」の比較検討

【検討の条件】
- 年間処理点数　：　56,709点　Ⓐ
- 適正負担導入後の年間経費　：　約8,000万円　Ⓓ
- 制度運営に伴う年間追加経費　：　約2,000万円
- 処理費用負担割合　：　50％
- 年間収入見込み　：　約4,000万円

→　とすると、**どちらの手数料の設定方法でも年間収入見込みを達成する手数料設定を行うことになる**ため、違いはないと考えられる。

検討事項	品目別	定額制	検討
①財政費用回収	約4,000万円	約4,000万円	違いは見られない
②原価算定の実現性	品目ごとの原価推計が必要	全体原価から按分	混載収集や共通処理もあり厳密な品目別原価は把握困難
③市民の利便性	品目ごとの確認が必要	同額のため分かりやすい	導入時は分かり易さを重視
④公平性	費用差を反映可能	どの品目も同額	品目別の公平性は各金額設定も影響
⑤運営経費	約2,000万円	約2,000万円	違いは見られない

【検討のポイント】
- どちらの設定でも同程度の費用回収が見込める。
- 品目別の原価算定(金額の設定)の困難性。
- 定額制の分かり易さ。

【郡山市の状況】
- 処理手数料の徴収を実施していない。
- (周辺自治体と比べ)分別区分やごみ排出のルールが比較的に簡易である。

→**初めから複雑な制度設計は避け、**分かりやすい制度設計を検討したい。

- 処理費用適正負担導入後も、しばらくは現行の受付制度を活用することが望ましいと考えられる。

→制度の見直しを一気に進めると、市民への説明や制度理解が難しくなる懸念がある。

→**導入後の制度見直しを想定した段階的な導入**を検討したい。

【審議事項】
- **郡山市に適した設定方法について**
- **各設定方法の検討点について**

3　議事　（２）粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について
②　料金形態　ウ．手数料の納付方法

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

ウ．【手数料の納付方法】の検討

(ア)令和元(2019)年の審議でまとめられた方針

7－3　手数料の納付方法

（１）中核市における手数料の納付方法

項目	方式	自治体数	割合（%）
手数料の納付方法	処理券販売	40	90.9
	納付書送付	1	2.3
	現金納付	3	6.8

（２）県内他市における手数料の納付方法

項目	方式	自治体数	割合（%）	自治体名
手数料の納付方法	処理券販売	2	28.6	いわき市、喜多方市
	納付書送付	1	14.2	白河市
	現金納付	2	28.6	二本松市、本宮市
	自己搬入のみ	2	28.6	田村市、南相馬市

	① 処理券販売方式	② 納付書送付方式	③ 現金納付方式
利用者の利便性	○ 収集前に処理券を買う必要があるが、小売店が充実していれば負担は少ない。	△ 金融機関での納付のみのため利用者の負担が比較的大きい。	× 収集時に納付できる点では利便性が高いが、収集に立会わなければならない。
手数料の取扱い	○ 小売店への販売のみのため、金銭の管理は容易である。	× 納付確認前の収集のため、納付が滞る懸念もある。	× 紛失、徴収漏れ等の事故が懸念される。
市の業務	△ 事前に処理券を作成する必要がある。 また、処理券の管理配送方法等を検討する必要がある。	× 納付書発行と収納確認が必要になる。	× 収集業者が領収した収納額と収集品目・点数の確認が必要になる。
他中核市の状況（４４市中）	40市	1市	3市
県内自治体	いわき市、喜多方市	白河市	二本松市、本宮市

① 処理券販売方式（中核市４０市、いわき市、喜多方市）

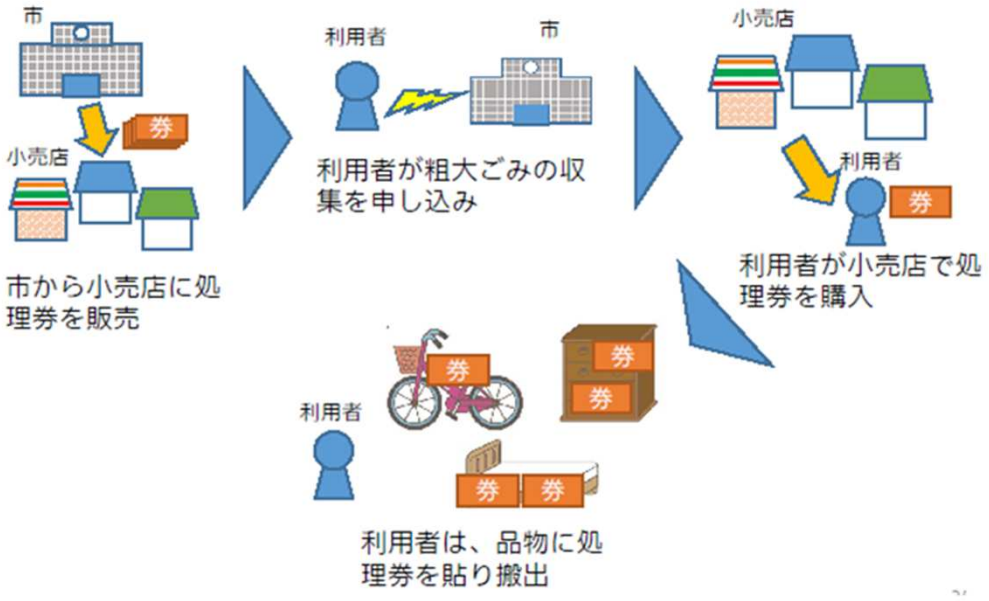

② 納付書送付方式（中核市１市、白河市）



③ 現金納付方式（中核市３市、二本松市、本宮市）



3　議事　（２）粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について
②　料金形態　ウ．手数料の納付方法

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

手数料の納付方法についても、中核市や周辺自治体の集計結果から、「収集前に処理券を購入する方式」、収集時または収集後に料金を支払う「納付書方式」、「現金納付」に区分し、それぞれの導入自治体数や特徴を示し、審議いただいた。

【審議結果】
提示された資料から、ほとんどの自治体が採用しており、本市の申請受付と収集方法との相性から、**「処理券販売方式」**との審議結果となった。

（イ）今後の検討（審議事項）

納付方法（対象50市）	該当数（市）	割合（%）
（ア）処理券	43	86.0%
（イ）クレジット決済	13	26.0%
（ウ）キャッシュレス決済	12	24.0%
（エ）その他(納付書、現金)	7	14.0%

複数の納付方法を導入している自治体がある。
・(ア)のみ　：　30市　　・(ア)+(イ)　：　1市
・(ア)+(イ)+(ウ)　：　12市

周辺自治体（4市1町）	該当数	自治体名
処理券	2	会津若松市、田村市
納付書	2	本宮市、三春町
現金	2	本宮市、二本松市

・中核市では、令和元年の時点では見られなかった**「クレジット決済」や「キャッシュレス決済」を導入する自治体が多くなった。**
その全てが、処理券販売も行っており、各納付方法の導入は利便性向上の一つと考えられる。

・周辺自治体では、「クレジット決済」や「キャッシュレス決済」を導入する自治体は見られなかった。

【審議事項】
・納付方法について
・新たな納付方法の検討について

3　議事
（２）粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS　12 つくる責任 つかう責任
ＳＤＧｓ未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

③ 不法投棄等への対応(防止策の検討)

ア．ごみ集積所への不法投棄防止の取り組み

（ア）町内会自治会等との連携

・「ごみ集積所管理の手引き」の作成、配布
→各ごみ集積所の管理団体（主に町内会等）を対象に作成した手引きを配布し、ごみ集積所の管理体制の強化と支援の充実を図る。



(イ)ごみ集積所掲示物配布事業

・利用者への注意喚起や、不法投棄の防止等、各種啓発を図る掲示物を配布する。



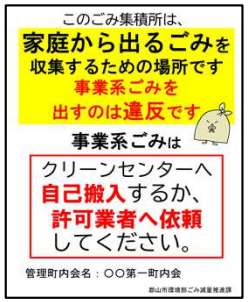



イ．リユース活用の周知啓発

(ア)ジモティースポット等リユースショップ活用の啓発

・一人でも多くの方が、リユースを検討する環境を整備することで、不法投棄の防止を図る。





(イ)おいくら、ジモティー等リユースサイト活用の啓発





ウ．協力団体や委託等を活用した見回り、監視体制の強化

(ア)啓発活動

・路上検問の実施
→警察署の協力で、産業廃棄物車両等への抜き打ち検査や、不法投棄撲滅啓発等、不法投棄の未然防止に向けた取り組みを実施。



(イ)防止活動

・不法投棄等監視業務委託
→民間委託による市内一円の監視パトロール及び監視カメラ等の維持管理を実施。不法投棄の防止や早期発見による拡大防止を図る。









3　議事
（２）粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

④ 基本計画への掲載について

ア．ごみ処理費用の適正負担に係る本市における検討の経緯

年度	出来事等
2008年度	「郡山市ごみ処理基本計画」策定 ごみ処理費用の適正負担に関して、長期的な視点で検討することとした。
2010年度 (2011/3/11)	東日本大震災発生 （郡山市内で最大震度６弱を観測）
2018年度	「郡山市一般廃棄物処理基本計画」策定 適正負担の推進について、検討していくこととなった。
2019年度 (2019/10/13)	令和元年東日本台風(台風19号水害) （浸水区域14.37k㎡、住宅被害7，731件、浸水被害21,331世帯、被害人口46,263人）
2020～ 2023年度	コロナ禍
2020年度 (2021/2/13)	令和３年福島県沖地震 （郡山市内で最大震度６弱を観測）
2021年度 (2022/3/16)	令和４年福島県沖地震 （郡山市内で最大震度５強を観測）

→　自然災害等により検討が進まない時期があった。

イ．次期基本計画への掲載についての検討

・粗大ごみは日常的に排出されるものではなく、特定の市民が特定の時期に利用する市民サービスであることから、『受益者負担による公平性の維持』と『持続可能な環境行政の推進』を図る。
・『粗大ごみ処理費用等の適正負担』について、本計画期間内の導入を目指す。

ウ．次期基本計画策定スケジュール（案）

年月	事項	内容
Ｒ９年７月～８月頃（未定）	審議委員改選 第１回審議会	任期満了による改選 審議会への諮問
Ｒ９年10月頃	第２回審議会	素案の審議
Ｒ９年12月頃	第３回審議会	最終案の審議
Ｒ10年１月頃	第４回審議会	審議会からの答申
Ｒ10年２月頃	次期基本計画策定に伴うパブリックコメントの実施	
Ｒ10年３月下旬	次期基本計画策定	

4　報告事項

（１）ごみの排出量について

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

令和８年度 第２四半期(4～9月)までのごみ排出量（速報値）

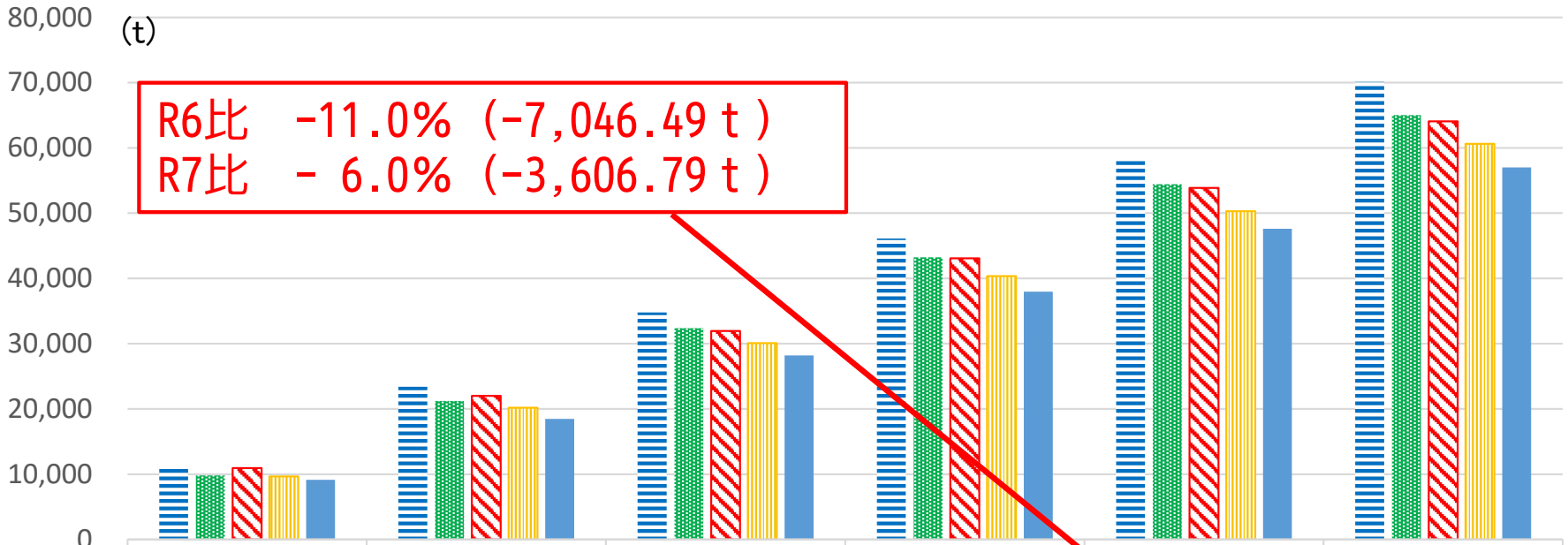

	4月	～5月	～6月	～7月	～8月	～9月
R４	11,105.50	23,398.62	34,780.64	46,099.25	58,424.68	70,100.52
R５	9,829.28	21,220.02	32,367.38	43,230.07	54,425.61	65,011.32
R６	10,927.75	21,992.14	31,933.87	43,082.43	53,854.14	64,052.32
R７	9,667.70	20,170.96	30,067.40	40,338.86	50,290.44	60,612.62
R８	9,153.80	18,467.05	28,196.64	37,964.10	47,592.02	57,005.83

このグラフは、市内2か所のクリーンセンターに、９月末現在までに搬入された廃棄物の累積量を比較したものです。

一人一日当たりに換算すると、
約 ▲31.9g
に相当

また、３人家族で考えると、
半年間で、
約 17.5kg
ごみ排出量が減ったことになります。

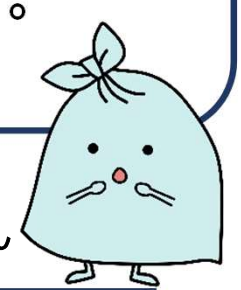



・令和８年度の第２四半期まで(R8.4～9月)の前年度比で
3,606.79t の減量を達成

4　報告事項

（２）事業系一般廃棄物減量計画書の取りまとめ結果について

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

ＳＤＧｓ未来都市こおりやま

①　令和８(2026)年度減量計画書提出状況（８月31日現在）

【対象事業者数】180社　　【提出事業者数】151社　　【提出率】　83.9%

②提出計画書とりまとめから見る事業系一般廃棄物の排出傾向

【有効回答数】148社（排出量の把握ができていないと報告のあった事業者やオープン直後でデータ無しの事業者除く）
【総排出量】4,664ｔ　　【平均排出量】31.5ｔ

（参考）【郡山市の総事業者数】15,045社（令和３年経済センサス活動調査）
【事業系廃棄物総排出量】41,091ｔ（令和７年度実績）

計画書提出事業者は全体の約１％に当たり、事業系一般廃棄物総排出量の約11%を占める。

ア．業種別の傾向（総排出量と排出量平均）

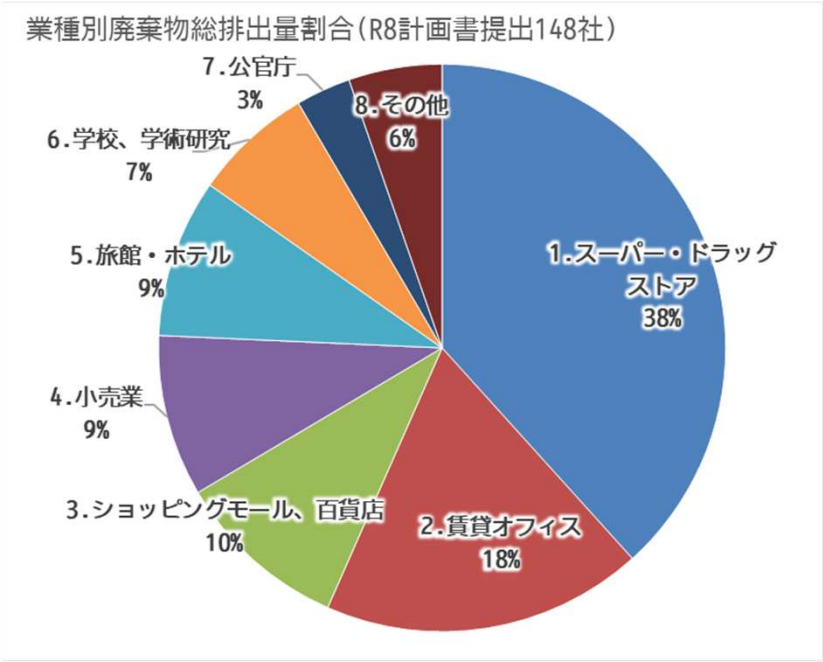

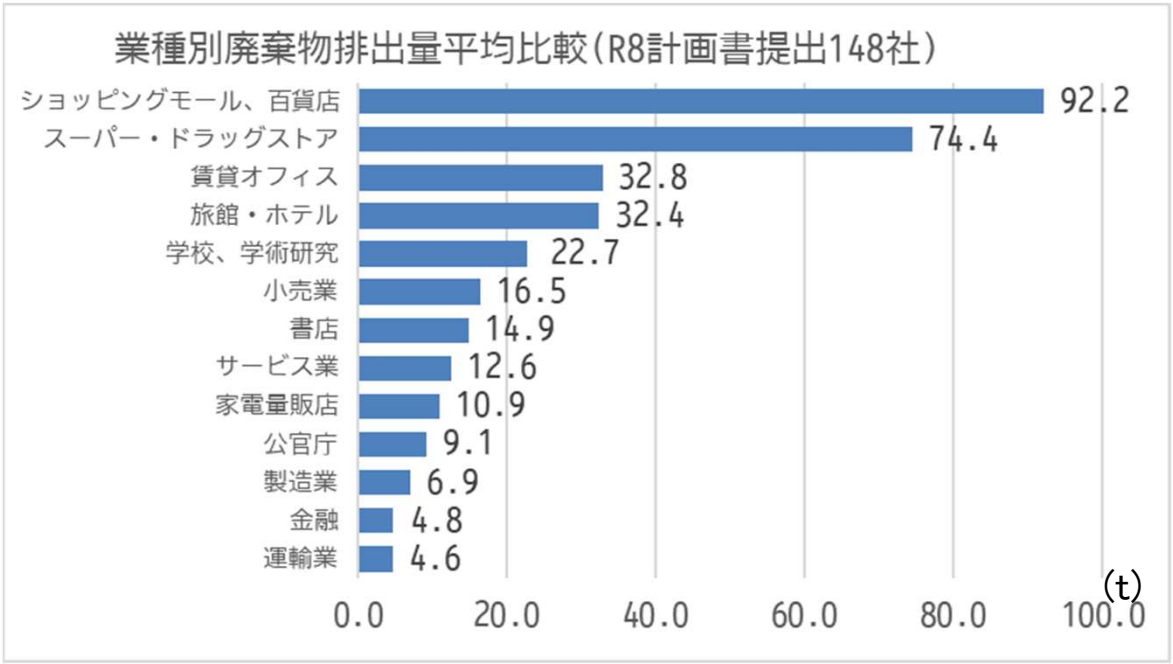

- 該当店舗数が多いスーパー等や賃貸オフィスが業種別の総排出量で上位となる傾向が見られる。
- 業種別の平均排出量を見ると、生鮮食品を含む多くの商品を取扱うショッピングモールやスーパー等が多い傾向が見られる。

4　報告事項

（２）事業系一般廃棄物減量計画書の取りまとめ結果について

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

ＳＤＧｓ未来都市こおりやま

イ．各業種別で見るリサイクル率

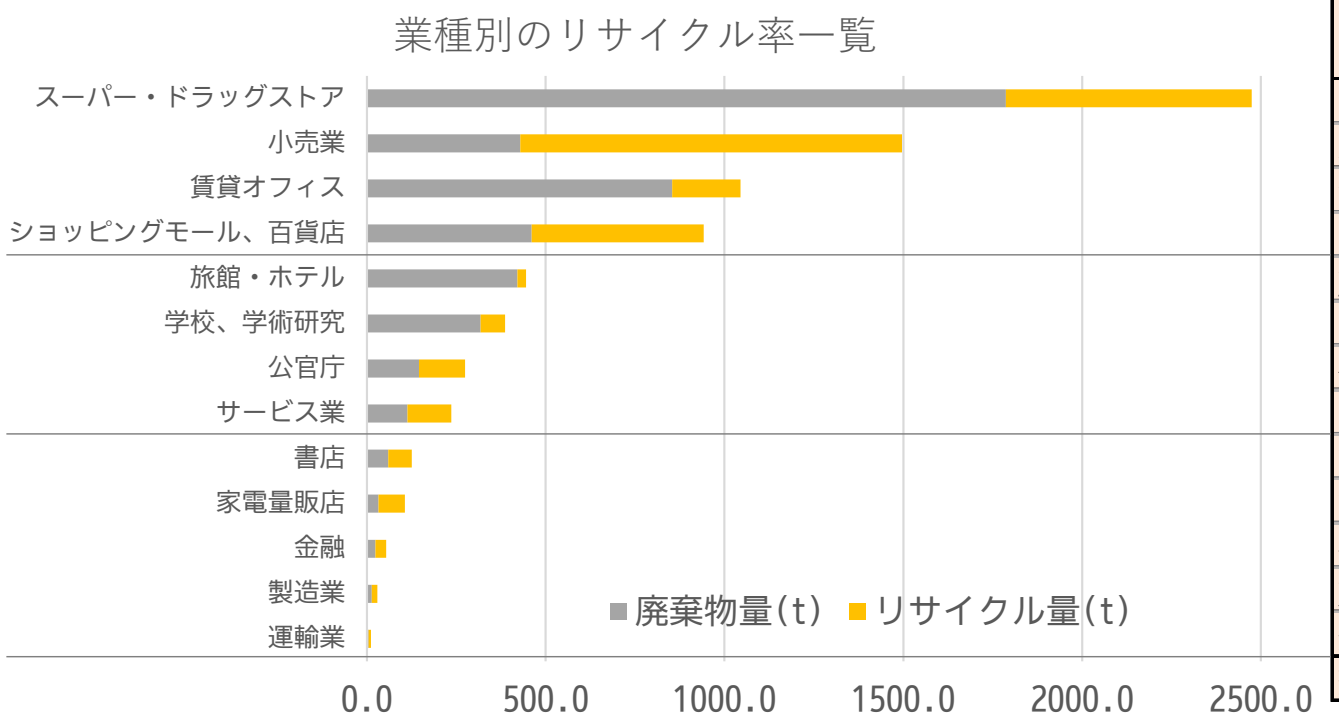

業種形態	総排出量(t)	リサイクル率(%)
スーパー・ドラッグストア	2,474.1	27.8%
小売業	1,496.2	71.3%
賃貸オフィス	1,045.1	18.3%
ショッピングモール、百貨店	942.2	51.1%
旅館・ホテル	445.2	5.4%
学校、学術研究	386.6	17.7%
公官庁	274.5	46.9%
サービス業	236.1	51.9%
書店	125.9	52.6%
家電量販店	106.4	69.2%
金融	54.0	55.8%
製造業	29.2	52.5%
運輸業	11.7	60.3%
総計	7,627.2	38.9%

【考察】

- リサイクル率が高い業種は、小売店、家電量販店、運輸、金融と続くが、どの業種も**書類やチラシ、ダンボール等紙類のリサイクルが進んでいることが分かった**。
- リサイクル率の低い業種を見ると、生鮮食品等を扱う業種や複数テナントが入る賃貸オフィス等、食品残さのリサイクルやテナント等に対する適正分別、リサイクル推進の啓発を行う必要があると考えられる。

ウ．減量計画書の状況

- 報告に産業廃棄物が含まれている減量計画書が見られた。
- 排出量やリサイクル量等を把握していない事業者が見られた。
- 廃棄物処理を専門業者に委託していることで、最終的な処分方法を把握していない事業者(担当者)が見られた。

4　報告事項

（２）事業系一般廃棄物減量計画書の取りまとめ結果について

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

【提出された減量計画書（抜粋）例】

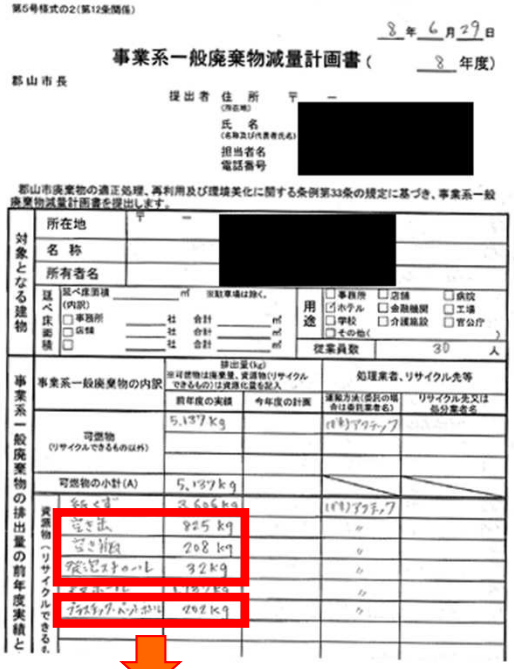
事業系一般廃棄物減量計画書（　8　年度）

産業廃棄物（空き缶、空き瓶、ペットボトル等）が記載されている。
→適正な分別とリサイクル処理ではあるが、本計画書への記載は不要。

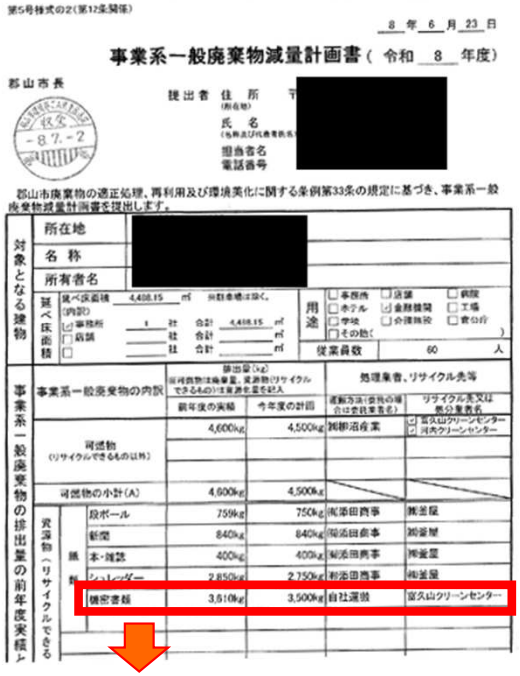
事業系一般廃棄物減量計画書（ 令和　8　年度）

処分先がクリーンセンターの場合、リサイクルはしていない。
（ただし、シュレッダー紙等は、資源物として取扱う場合有り）

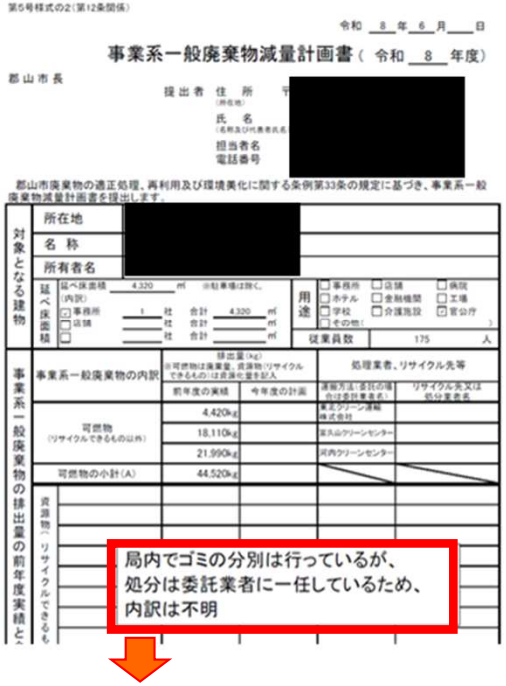

事業系一般廃棄物減量計画書（ 令和　8　年度）

事業者が排出量や処分方法等を把握していない。
→排出量の把握と事業系廃棄物の適正処理についての指導を行う。

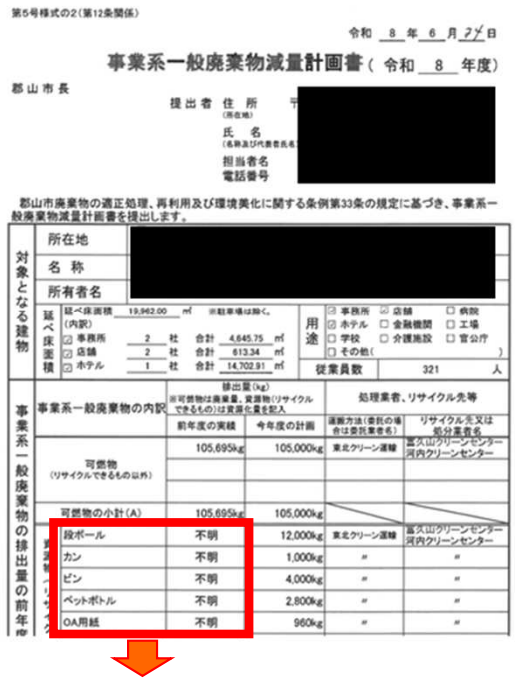
事業系一般廃棄物減量計画書（ 令和　8　年度）

・排出量を把握していない。
・カン、ビン、ペットボトルは、産業廃棄物のため記載不要。
→次回以降は様式の見直しを検討する。

エ．今後の注意点や周知啓発方針について

- 基礎研修の実施：事業系廃棄物の適正処理、分別等について、基礎的な研修や周知啓発を定期的に実施。
- 計画書様式の見直し：一般廃棄物（可燃物）の種別も記載できるよう見直す。
- 提出率増加に向けた指導の徹底：継続的な取組の契機とすることに加え、データの蓄積を図るための周知啓発。

4　報告事項　（３）適正なごみの搬入確認について
（４）除草ごみ減量化事業について

SDGs未来都市こおりやま

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

（３）適正なごみの搬入確認について

①クリーンセンターでの身分証明書等の確認

市外ごみ持込防止のため、搬入者に身分証明書等の提示を求めている。

年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
期間	5/21～3/31	4/1～3/31	4/1～9/30
確認台数	66,842　台	87,262　台	41,583　台
近隣自治体からの持込（提示拒否含）	273　件	158　件	36　件
違反率	0.41　%	0.18　%	0.09　%

②　展開検査装置による検査

違反ごみ検査を効率的に行うため、展開検査装置による検査を継続的に実施

期間（令和8）	1/5～9/30
検査台数	103　台
違反数	79　台
違反率	77　%



リフォーム廃材の産業廃棄物



廃プラのペットボトル

（４）除草ごみ減量化事業について

内　　容	草刈りなどで出る除草ごみは、乾燥させることでその重量を大きく減少できることから、クリーンセンターに持ち込まれた草木を、乾燥してから焼却するために、乾燥場を新規に設置
実施期間	令和8年7月6日～10月30日（４か月）
減量効果	7月6日～10月23日までの結果

期間	乾燥前	乾燥後	減量	削減率
7月	52.86 t	48.58 t	4.28 t	8.10 %
8月	24.73 t	22.22 t	2.51 t	10.15 %
9月	13.22 t	12.75 t	0.47 t	3.56 %
10月	22.65 t	17.75 t	4.9 t	21.63 %
合計	113.46 t	101.3 t	12.16 t	10.72 %



乾燥場の状況



雨天時の養生

4　報告事項
（５）河内クリーンセンター再整備事業について

SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

事業スケジュール

	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
基本構想													
基本計画													
環境影響評価		（方法書）	（準備書）	→	（評価書）								
PFI導入可能性調査													
ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ業務（要求水準書・事業者選定）													
設計・建設工事													
旧施設解体工事													

令和８年度事業スケジュール

内　容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本計画	基本計画策定業務（R7.7～R9.3）					仕様概要決定	メーカーアンケート		ｱﾝｹｰﾄ結果取りまとめ	基本計画原案作成	パブリックコメント	基本計画策定
環境影響評価	方法書（R7.7～R8.8）				● 6.22審査会	準備書（R8.9～R10.8）						
	事前調査（R7.12～）　猛禽類					調査期間（R8.8～R9.11）　大気、騒音、動植物など						
PFI等導入可能性調査	PFI等導入可能性調査業務委託					事業スキームの検討	事業者の意向調査			経済性の検討		総合評価
その他会議等	■ 3.26 住民説明会					● 7.30（第１回）郡山市廃棄物減量等推進審議会			● 11.9（第２回）郡山市廃棄物減量等推進審議会			基本計画 3月末 公表

基本計画

新施設の整備方針を定める。
（主な内容）
①施設配置計画
②施設規模の整理
③処理方式の選定
④余熱利用計画
⑤機械設備基本計画
など


河内クリーンセンター

環境影響評価

福島県環境影響評価条例に基づき、方法書に係る手続を行い、調査に着手する。


動植物調査状況

PFI等導入可能性調査

郡山市ＰＦＩガイドラインに基づき詳細な導入可能性の検討を行い、結果を公表する。

検討内容	
①	基本事項の整理
②	事業スキームの検討
③	事業可能性（経済性）の検討
④	民間事業者の意向調査
⑤	事業方式の総合評価
⑥	事業実施に当たっての課題整理